

阪急百貨店・阪神百貨店 ポイントカード会員規約

第1条〈会員資格及び入会手続〉

- 会員とは、「阪急百貨店・阪神百貨店 ポイントカード会員規約」(以下、「本規約」といいます)を承認のうえ、株式会社阪急阪神百貨店(以下、「当社」といいます)に入会を申し込み、当社が入会を認め、阪急百貨店又は阪神百貨店において発行される、次の1)から10)のポイントカード(以下、単に「カード」といいます)のうちいずれかを貸与した個人をいいます。
 - うめだ阪急ポイントカード
 - 阪急メンズ大阪マイレージカード
 - 阪神百貨店ポイントカード
 - 千里阪急ポイントカード
 - 川西阪急ポイントカード
 - 西宮阪急ポイントカード
 - 宝塚阪急ポイントカード
 - 三田阪急ポイントカード
 - 神戸阪急ポイントカード
 - 高槻阪急ポイントカード
- 入会は16歳以上の方とさせていただきます。入会時に生年月日などを確認させていただく場合がございます。
- カードへの入会は、書面又はインターネット(パソコン、スマートフォン、携帯電話)による申し込みが可能です。
ただし、「1)うめだ阪急ポイントカード、2) 阪急メンズ大阪マイレージカード」については、原則としてインターネットによる申し込みのみが可能です。

第2条〈カードの発行と利用〉

- カードの発行は、カードの種類別におひとり様1枚限りとし、発行当日から当社が指定する店舗、売場でご利用になれます。
- カードは、裏面に署名された会員様ご本人のみが利用できるものとし、譲渡、貸与することはできません。

第3条〈会費〉

入会金、年会費、その他会員になるための費用はかかりません(無料とします)。

第4条〈ポイントの付与〉

- 当社が指定する売場で、現金・商品券・クレジットカードなどでお買物の際、会計前にカードをご呈示ください。
- カードのご呈示がない場合は、ポイントは加算されませんのでご注意ください。
- 会計後のレシート呈示による、ポイント加算はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- お買物の際にカードをご呈示いただいたときは、お買上げ金額に応じた、当社所定のポイントを加算いたします。
- 同じブランド、商品でも店舗、売場により加算されるポイント数が異なる場合があります。
- ポイントはレシート1枚ごとに計算、1ポイント未満は切捨てとなります。
- 以下の場合は、ポイントが加算されませんので、あらかじめご了承ください。
 - 消費税などの税金
 - 各種金券類のお買上げ、送料、箱代、入会金、受講料、その他特に当社が定めた商品やサービス
 - 代引販売やお預り金など、当社が定めた販売方法によるお買上げ ※詳細は売場係員におたずねください。
 - ペルソナカード、エメラルドSTACIAカード、博多阪急エメラルドカード、阪急阪神お得意様カード、阪急阪神法人お得意様カードなど当社が指定するクレジットカードによるお支払い、及び外商伝票によるお支払い
 - 当社が指定する優待金券によるお支払い

第5条〈ポイントの積立期間と有効期間〉

- ポイントの積立期間は、最初の年のみご入会日から直近の12月31日までとします。翌年以降は、毎年1月1日から12月31日となります。
- 各年に積み立てられたポイントの有効期間は、各年の積立期間終了日の翌々年3月31日までとなります。

第6条〈ポイントの利用〉

- ポイントは、1ポイント1円として換算し、お買上げ時のお支払い代金としてご利用いただけます。
ただし、ポイントをご利用いただけない売場・商品・サービスが一部ございます。
- 積み立てられたポイントの利用条件については、ポイントのご利用にかかる各店舗が定めるものとします。
- カードの会員情報登録が完了するまでの間、ポイントをご利用いただくことはできません。

第7条〈Sポイントメンバーサイト(WEBサービス)〉

- Sポイントメンバーサイトにご登録いただくと、以下のサービスをご利用いただけます。
- ポイント残高の照会
 - ポイントから各種景品への交換
 - 各種サービス案内のサービス開始や停止及びEメールアドレスの変更登録
 - カードのご利用内容の確認

第8条〈お買上げ商品返品時の処理〉

- カードご利用によるお買上げ商品を返品される場合には、必ずカードをご呈示ください。その際、返品金額相当分のポイントを減算処理いたします。
- 返品時に、減算対象となるポイントを既にご利用されていた場合、相当額を請求させていただきますので、あらかじめご了承ください。

第9条〈カード紛失・盗難・破損時の再発行〉

- カードを紛失・盗難・破損した場合は、すみやかにカードにかかる店舗のカード承りカウンター(以下カウンターといいます)又は本規約第21条記載のコールセンターへ届け出てください。
- カードの紛失・盗難・破損の届出前に第三者により利用されたポイントについては、当社は何らの保証も行わず、一切の責任を負いません。
- 再発行手続の際は、必ずご本人様であることを確認できるものをご持参ください。(再発行に際しては、所定の手数料をお支払いいただきます)なお、再発行手続をされた場合、届出時点のポイント残高は引き続き有効といたします。

第10条〈届出事項の変更〉

住所、氏名、電話番号など、届出事項に変更があった場合は、すみやかにカウンター又はコールセンターへ届け出てください。

第11条〈退会〉

会員の都合により退会する場合は、すみやかにカウンターへ届出のうえ、カードをご返却ください。退会時のポイント残高は、退会の届出をもって無効となります。

第12条〈会員資格の喪失〉

- 会員は、以下の場合、会員資格を喪失するものとします。なお、会員資格を喪失した場合、その時点のポイント残高も同時に無効となります。
- カード利用の最終お買上げ日より、3年後の月末日までにカード利用によるお買上げがない場合
 - 会員に本規約の違反、又は不正があった場合

第13条〈本規約の変更〉

本規約を変更するときは、ホームページまたは店頭表示その他の方法により、あらかじめ変更の内容と変更日を公表するものとし、当該変更日をもって適用されるものとします。

第14条〈カードの終了〉

当社の都合によりカードの取り扱いを終了させていただく場合、ホームページまたは店頭表示その他の方法により、あらかじめその終了日を公表するものとします。この場合、積み立てられたポイントは、取り扱い終了日をもって無効となります。あらかじめご了承ください。

第15条〈カード会員の登録、個人情報の管理・収集〉

- 会員は、当社がカードの会員登録・管理などの業務を株式会社ペルソナ、株式会社阪急阪神ポイント及び当社が指定する会社に委託し、収集した個人情報を当該委託企業が受託の目的に限って利用することに同意するものとします。
- 会員は、カードの入会に際し、当社がカードの運営・管理に必要な以下の情報(以下「個人情報」といいます)を収集することに同意します。
 - 会員の情報(氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス)
 - カードのご利用内容(利用店舗、商品名、利用金額、利用回数など)

第16条〈個人情報の利用目的〉

- 会員は、当社が以下の利用目的のために前条で収集した個人情報を個人情報保護措置を講じたうえで保有し、以下の目的のために当社を含むH₂Oリテイリンググループ各社(※1)が利用することに同意します。また、阪急阪神ホールディングスグループ各社などポイントサービス提供店舗(※2)については、ご利用になられた店舗が2)及び4)の目的に限り、個人情報を利用することに同意します。
- 当社から会員に対し、会員情報や特典に関わる案内を行うため。
 - 当社及びH₂Oリテイリンググループ各社、阪急阪神ホールディングスグループ各社及びポイントサービス提供店舗の催しや商品、サービス、情報などの各種案内を行うため。
 - 市場調査、商品開発、リニューアルなどのためのマーケティング活動のため。
 - 当社を含むH₂Oリテイリンググループ各社及び阪急阪神ホールディングスグループ各社などポイントサービス提供店舗から会員に対して連絡する必要があるが生じた場合に連絡を行うため。
- ※1 H₂Oリテイリンググループ各社の社名は、[<https://www.h2o-retailing.co.jp/>]をご覧ください。
※2 阪急阪神ホールディングスグループの社名は、[<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/>]をご覧ください。

第17条〈個人情報の開示・訂正・削除〉

会員から、正当な理由により、当社所定の手続をもって、自己に関する個人情報の開示・訂正・削除の請求がなされた場合は、当社は原則としてこれに応じます。

第18条〈個人情報の利用・提供の中止〉

会員から個人情報の利用又は提供の中止の求めがあった場合は、当社は原則としてすみやかにこれらの措置を取ります。ただし、この場合であっても、当社は、ポイントサービスの運用・管理・お問い合わせ対応など、本カードの運営・管理のために必要な目的の範囲内で、個人情報の利用・提供を継続するものとします。

第19条〈個人情報の開示方法〉

会員は、自己に関する個人情報の開示を請求する場合、当社所定の届出書に必要事項をご記入のうえ、運転免許証、パスポートなどのご本人様であることを証明する書類とともに当社にご提出いただくものとします。また、届出書のご提出から情報の開示までには、相当のお時間をいただく場合があります。なお、これらのご請求にあたっては、あらかじめ所定の手数料をいただく場合があります。

第20条〈個人情報取扱いの不同意〉

当社は、会員が当社所定の届出を行わない場合及び15、16、の規定に同意できない場合、入会をお断りする場合や退会の手続きをとる場合があります。

第21条〈問い合わせ先〉

本規約及び会員登録情報についてのお問い合わせ、ご相談は次のコールセンターへご連絡ください。
株式会社阪急阪神百貨店 ポイントカードコールセンター 電話番号 0570-007-760 ※本規約を十分お読みいただき、同意のうえお申し込みください。

〈Sポイントサービス特約〉

第1条 Sポイントサービス

Sポイントサービスとは、当該サービスへの参加各社(以下、「参加各社」といいます。)が運営する施設(以下「Sポイント優待店」といいます。)において、参加各社が発行するSポイントマーク(商標登録番号:第5748818号)がついたカード(以下「Sポイントカード」といいます。)を提示することによりポイントが付与され、または利用できるサービスをいいます。なお、当該ポイントを「Sポイント」といいます。

第2条 Sポイントサービスへの参加

当社がSポイントサービスに参加することにより、当社が発行するSポイントカード(以下、「当社カード」といいます。)を、本規約第2条に定める取扱い店舗として、当社以外の参加各社が運営するSポイント優待店(以下「その他優待店」といいます)で利用することができます。
なお、その他優待店については、Sポイントサービスのホームページまたは参加各社のホームページ等でご確認いただけます。

第3条 ポイントの付与・利用

本規約の規定にかかわらず、その他優待店において当社カードを提示することにより付与される、または利用できるSポイントに関する各種条件は、その他優待店の定めによるものとします。

第4条 サービス案内

Sポイントの有効期限や付与または利用に関する条件等のSポイントサービスの内容については、当社所定の方法により都度ご案内するものとします。

第5条 本特約・サービス内容等の変更

本特約およびSポイントサービスの内容は、民法の定めに基づき、変更できるものとします。
この場合、変更後の内容と適用開始日を、店頭表示またはインターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。ただし、会員の利益に適合しておりかつ軽微な変更については、公表のうえ直ちに適用することがあります。

第6条 会員規約の適用

本特約に定めのない事項については本規約を適用するものとします。